

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」第 5 条第 3 項に準じて、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合住之江工場更新・運営事業に関する実施方針を公表する。

平成 29 年 5 月 22 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 管理者 吉村洋文

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
住之江工場更新・運営事業

実施方針

平成29年5月

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

目 次

【用語集】	1
第1章 特定事業の選定に関する事項	2
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	8
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
様式1 実施方針に対する質問及び意見書	18
別紙1 計画地位置図	19
別紙2 事業スキーム図（例）	20
別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表	21

【用語集】

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

(五十音順)

用語	定義
運營業務委託契約	本事業の運營業務実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者の構成企業が株主として出資設立する株式会社で、本事業の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special-Purpose-Company）であり、本事業の運營業務を担当する者をいう。
外構施設等	構内道路、構内排水設備、駐車場、植栽・芝張り、門、囲障、グラウンド等をいう。
基本協定	特定事業契約の締結に向けて、組合と落札者の構成企業が、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者が締結する契約をいう。
組合	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合をいう。大阪市・八尾市・松原市環境施設組合は、一般廃棄物の処理処分を3市が共同して行うために、平成27年4月に事業開始した一部事務組合である。
計量棟	本施設に搬入される家庭系ごみ、事業系ごみ、火事跡ごみ等を計量する施設をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	組合と建設工事請負契約を締結し、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成市	大阪市、八尾市、松原市の3市をいう。
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。
処理手数料	本施設に廃棄物を直接搬入する際に、排出者が支払う手数料をいう。
住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋に位置し、大阪市、八尾市、松原市の3市で発生する、家庭系ごみ、事業系ごみ、火事跡ごみ等の焼却処理を行うとともに、焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
増築棟	平成13年4月末にダイオキシン類対策工事に伴って本館北側に増築された排ガス処理設備棟をいう。
代表企業	入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約を総称していう。
特定事業の選定	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
本館	昭和63年7月に建設された地上6階、地下1階、鉄筋鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）の住之江工場の本館建物をいう。
本事業	組合が実施する大阪市・八尾市・松原市環境施設組合住之江工場更新・運營業務をいう。
本施設	住之江工場の本館、増築棟、計量棟、その他付帯する建物、煙突、外構施設等から構成されるごみ処理施設を総称していう。
モニタリング	事業者による設計・建設業務及び運營業務の実施状況が、特定事業契約の各契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしているか確認するために行う組合の監視をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
DBO方式	PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を民間に委託する方式をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 住之江工場更新・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）

(3) 公共施設等の管理者

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 管理者 吉村洋文

(4) 事業計画地

大阪市住之江区北加賀屋4丁目1番26号（別紙1「計画地位置図」参照）

(5) 事業目的

本事業は、昭和63年7月に竣工後、約28年間稼働した住之江工場の老朽化に伴う施設整備を計画するに当たり、既設の建物を活用してプラント設備等を更新するものである。

本事業の実施にあたっては、プラント設備の更新並びに運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO方式を採用することにより、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に設計・建設運営を行い、循環型社会形成に向けたごみの適正処理、効率的なエネルギー回収、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進などの課題に対処するとともに、施設の更新・運営に係る財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とするものである。

(6) 本施設の概要

ア 施設の名称	住之江工場
イ 施設の種類	一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）
ウ 処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
エ 処理能力	400 t/日（200 t/日×2炉）
オ 余熱利用	蒸気、温水、電力

(7) 処理対象物

ア 可燃性ごみ

構成市から排出された一般廃棄物のうち、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準」（以下「受入基準」という。）に適合するものであり、構成市及び構成市の許可業者等が搬入したごみ並びに市民等が自己搬入したごみをいう。

イ 災害廃棄物

構成市から排出された災害廃棄物のうち、受入基準に適合するものをいう。

(8) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）に準じて、公共が資金を調達し、事業者が設計・建設・運営を一括して受託する DBO 方式により実施するものとし、住之江工場は組合が所有する。

本事業の設計・建設業務については、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下「交付金」という。）の対象事業として実施する。

組合は本施設を更新後 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として本事業を実施すること。

イ 契約の形態

(ア) 組合は、本事業の設計・建設業務及び運営業務を事業者に一括で委託するため、事業者と基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づいて、組合は、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、組合は、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

(エ) 基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を別紙 2 「事業スキーム図（例）」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設期間：特定事業契約締結日（平成 30 年 8 月予定）から平成 35 年 3 月 31 日までの約 4 年 7 か月間

(イ) 運営期間：平成 35 年 4 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日までの 20 年間

エ 事業スケジュール（予定）

(ア) 落札者の選定 平成 30 年 3 月

(イ) 基本協定の締結 平成 30 年 5 月

(ウ) 特定事業契約仮契約の締結 平成 30 年 7 月

(エ) 契約議案の議会への提出 平成 30 年 8 月

(オ) 特定事業契約の締結 平成 30 年 8 月

(カ) 設計・建設着手 平成 30 年 8 月

(キ) 本施設の供用開始 平成 35 年 4 月

(ク) 本施設の運営 平成 35 年 4 月～平成 55 年 3 月（20 年間）

オ 運営期間終了時の取扱い

事業者は、本施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態で組合に引き渡す。

組合は、運営期間終了の36か月前から運営期間終了後の本施設の運営方法について検討し、事業者は組合の検討に協力する。

カ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、組合が行う行政手続等に対して協力する。

(ア) 事前業務

落札者は、落札決定後、速やかに運営業務を行うための特別目的会社（SPC）を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得及び有資格者の配置を行う。

(イ) 設計・建設業務

A 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。

B 設計・建設業務には、本施設更新に必要となる土木工事、建築工事、建築設備工事、プラント設備工事、解体・撤去工事及びその他の関連工事を含むものとする。

C 施工範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示す。

D 建設事業者は、本施設の設計・建設業務に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分その他の関連業務、計画通知等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

E 建設事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、組合と連携して適切な対応を行う。

F 建設事業者は、組合が行う交付金の申請支援業務を行う。

G その他本業務の実施に関連する業務を行う。

(ウ) 運営業務

A 運営事業者は、本施設の運営にあたり、各種関係法令の規定等を遵守するとともに、組合と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃性ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する各種の要求事項を満足するよう、本施設の適切な運営を行う。

なお、本施設の運営業務には、以下の内容を含むものとする。

(A) 本施設の適切な運転・維持管理業務（関係法令に定める点検・検査の実施、関係法令に定める各種届出書の作成及び提出、各種工場立入検査への対応、緊急時等の連絡調整）

(B) 組合指定の焼却作業日報、維持管理記録等の作成

(C) 組合が実施する搬入物検査への協力（収集車の誘導、検査用機器等の運転操

- 作、搬入物検査後の廃棄物片付けを含む)
- (D) 搬入不適物の搬入を防止するための検査
 - (E) 車両の計量業務
 - (F) 車両輻輳時における交通整理
 - (G) 組合他工場におけるピット火災発生その他緊急時等における搬入変更の連絡調整及び受入れ
 - (H) 本施設の見学希望者等の受入れ及び対応
 - (I) 本施設の敷地内及び施設内の管理（植栽管理、施設内・施設外の清掃、開放スペース入場者等への対応を含む）
 - (J) 不測事態発生時の対応（警察、消防等への対応を含む）
 - (K) 資源ごみ分別用コンテナ、紙ごみ用コンテナ並びに容器包装プラスチック保管場所の保管状況管理・連絡
 - (L) 本施設の運転状況に係るホームページ、情報掲示板等での情報開示
- B 運営事業者は、自己搬入ごみや火事跡ごみ等として、排出者から直接搬入される一般廃棄物については、組合が指定する方法により搬入の受付及び一般廃棄物の受入れを行い、処理手数料の徴収を代行する。なお、処理手数料は組合が指定する方法により納めること。
- C 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して、より効率的に発電できるよう努める。発電した電力は、本施設内で利用するとともに、組合と電力会社の契約内容に基づき、より効率的に余剰電力を売却できるよう電力会社との連絡調整を行う。なお、余剰電力売却に係る収入については、組合に帰属する。
- D 運営事業者は、本施設の運営に必要な買電に係る契約を行うものとする。なお、買電に要する費用は、運営事業者の負担とする。
- E 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した焼却灰、捕集灰処理物、資源物及び搬入不適物等を組合が指示する場所にて適切に貯留・保管し、組合が指定する条件で組合又は組合が指定する業者の車両に積込み、引き渡す。
- F 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、組合と連携して適切な対応を行う。
- G 運営事業者は、組合が参加を依頼する各種会議へ担当者を出席させるほか、組合の他工場で実施している環境管理のための取り組み、防災上又は安全衛生上の各種訓練・教育、周辺清掃の取り組み等に積極的に参加する。
- H その他本業務の実施に関連する業務を行う。

キ 組合が行う業務範囲

組合が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 生活環境影響調査

組合は、本業務の実施に必要な生活環境影響調査を行う。

(イ) 処理対象物の搬入調整

組合は、本施設の運営に必要な処理対象物が適切に搬入されるよう構成市と調整を行う。

(ウ) 焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の最終処分等

組合は、本施設の運営において発生した焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の廃棄物及び有価物を運営事業者から受け取り、最終処分又は資源化を行う。

(エ) 搬入物検査

組合は、本施設に搬入される廃棄物が、組合の受入基準に適合しているか確認するため、適宜、搬入物の検査を運営事業者と連携して行う。

(オ) 資源物等の管理

組合は、本施設内に設置又は設置を許可した資源ごみ分別用コンテナ、紙ごみ用コンテナ並びに容器包装プラスチック保管場所が適正に管理されるよう、関係者との連絡調整を運営事業者と連携して行う。

(カ) モニタリング

組合は、本事業に係る設計業務・建設業務・運営業務の各段階におけるモニタリングを行う。

(キ) 住民対応

組合は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(ク) 施設見学者の対応

組合は、本施設の見学希望者等への対応について運営事業者と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察等の対応は、組合が主となって行う。

(ケ) 本事業に必要な手続き

組合は、交付金の申請、関係法令に定める各種届出書等の手続きを運営事業者と連携して行う。

(コ) その他これらを実施するうえで必要な業務

ク 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等に示す。

(ア) 設計・建設業務に係る対価

組合は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則に基づき、本事業の設計・建設業務に係る対価を建設業者に支払う。

(イ) 運営業務に係る対価

組合は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則に基づき、本施設の運営業務に係る対価を固定費用、変動費用（処理対象物搬入量及び質に応じて変動）の構成で、運営期間にわたって運営事業者に支払う。なお、物価変動等の費用変動要素について、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて費用の改定を行う。

(9) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃掃法」という。）をはじめ、関係する各種法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業を P F I 法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

組合は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、組合ホームページにて選定結果を公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

組合は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成29年5月22日（月）	実施方針の公表
平成29年5月23日（火） ～6月9日（金）	実施方針に対する質問・意見の受付
平成29年7月7日（金）	実施方針に対する質問・意見への回答の公表
平成29年8月中旬	特定事業の選定・公表
平成29年9月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成29年9月中旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成29年9月中旬	質問の受付（第1回）
平成29年10月中旬	質問回答の公表（第1回）
平成29年10月中旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成29年11月上旬	資格審査結果の通知
平成29年12月上旬	質問の受付（第2回）
平成29年12月下旬	質問回答の公表（第2回）
平成30年1月中旬	提案書の受付（入札）
平成30年3月中旬	提案書に関するヒアリング、審査
平成30年3月下旬	落札者の決定及び公表
平成30年5月中旬	基本協定締結
平成30年7月中旬	特定事業契約仮契約締結
平成30年8月下旬	特定事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問及び意見の受付

実施方針に対する質問及び意見を、様式1「実施方針に対する質問及び意見書」により次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成29年5月23日（火）～6月9日（金）午後5時30分まで

(イ) 提出方法：質問・意見は、様式1「実施方針に対する質問及び意見書」に内容を簡潔にまとめて記載し、「第8章4 実施方針に関する問合せ及び提出先」まで電子メールにより提出し、送付後は電話確認を行うこと。なお、様式1のデータはMicrosoft Excel形式で作成すること。

※1 電子メールの「件名」に【質問：住之江工場更新・運営事業実施方針】と明記すること。

※2 電話や口頭での質問は受け付けない。

イ 実施方針に対する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見に対する回答は、平成29年7月7日（金）より、組合のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

※ 「質問」として提出された場合であっても組合にて内容が「意見」とであると判断した場合は「意見」として取扱い、「質問・意見」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は回答を差し控える。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成29年8月中旬に公表する。

エ 入札公告（入札説明書等の公表）

組合は、本事業を特定事業として選定した場合、平成29年9月上旬に入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、特定事業契約の各契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

オ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書に示す。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、入札参加者の構成企業は参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

ウ 入札参加者は、「第2章3(2)エ」に示す建設企業のうち、本施設のプラント設備工事を実施する企業を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は、運営事業者の最大の出資者（出資比率50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

オ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると組合が認めた場合であっても、かつて他の入札参加者の構成企業であった者（構成企業の変更や失格により入札参加者ではなく

なった者)が当該入札参加者の構成企業となることは認めない。

カ 入札参加者の構成企業のいずれかと「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

キ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他、組合が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に示す。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、以下の要件を満たしていなければならない。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 構成企業は、組合の最新の入札参加資格を取得していること。

ウ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建築工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

(ア) 建築工事の設計を実施する企業にあつては、「建築士法(昭和25年法律第202号)」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) プラント設備工事の設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

A 以下のB～Eの全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を1件以上有すること。

B 平成21年3月以降の受注実績であること。

C 1炉につき100t/日以上とし、2炉構成以上の施設であること。

D ボイラータービン式発電設備を有する施設であること。

E 1年以上の稼働実績を有すること。

エ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建築工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

(ア) 建築工事を実施する企業にあつては、「建設業法(昭和24年法律第100号)」第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建築工事を実施する企業にあつては、建築工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 建築工事を実施する企業にあつては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が、参加表明書の提出期限日において1,100点以上であること。

(エ) 建築工事を実施する企業にあつては、契約締結の営業所を大阪市内としている者であること。

- (オ) プラント設備工事を実施する企業にあつては、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (カ) プラント設備工事を実施する企業にあつては、プラント設備工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (キ) プラント設備工事を実施する企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が、参加表明書の提出期限日において 1,100 点以上であること。
- (ク) プラント設備工事を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - A 以下の B～E の全ての要件に当てはまるストーカ炉の建設実績を 1 件以上有すること。
 - B 平成 21 年 3 月以降の受注実績であること。
 - C 1 炉につき 100 t/日以上とし、2 炉構成以上の施設であること。
 - D ボイラータービン式発電設備を有する施設であること。
 - E 1 年以上の稼働実績を有すること。
- オ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 一般廃棄物を対象とし、ボイラータービン発電設備を有するストーカ炉（2 炉構成以上）の運転管理実績を 1 件以上有していること。
 - (イ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、一般廃棄物を対象とし、ボイラータービン発電設備を有するストーカ炉（2 炉構成以上）の要件の施設において、現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
 - (ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加表明書の提出日において、組合の最新の入札参加資格を取得していない者
- ウ 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合競争入札参加停止措置要綱」に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている者
- エ 法人でない者
- オ 廃掃法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

- ク 「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）」に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ケ 「破産法（平成 16 年法律第 75 号）」に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者
- コ 「会社法（平成 17 年法律第 86 号）」に基づく特別清算開始命令がなされた者
- サ 国税又は地方税を滞納している者
- シ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- ス 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する者
- 本件事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は、次のとおりである。
- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・ 株式会社開星エンジニアリング
 - ・ 日比谷パーク法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書の受付最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のため審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、入札参加資格を有する構成企業を補充することができる。
- エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、組合は落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、本施設の運營業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は「会社法(平成17年法律第86号)」に規定する株式会社とし、構成市内に本店を置くこと。

イ 運営事業者への出資は落札者の構成企業全員によるものとし、落札者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成企業のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。

ウ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、組合職員で構成する「公共工事総合評価落札方式技術審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において落札者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、審査委員会において総合評価落札方式により提案書等の審査を行う。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査委員会で落札者を決定し、組合ホームページにて審査結果を公表する。

オ 著作権

入札参加者から提出される資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札参加者から提出される資料の内容を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定めるものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 住之江工場

所在地	大阪市住之江区北加賀屋4丁目1番26号
敷地面積	32,164 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	工業専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
その他	一部、河川保全区域が含まれる

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 「上記(1)、(2)」の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 「上記(1)」の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

組合は、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、組合は、受けることができるよう努める。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成30年8月（予定）の組合議会において議決する予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ及び提出先

本実施方針に関する問合せ及び提出先は、次のとおりとする。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 施設部 建設企画課
〒545-0052
大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス 12階
電 話 06-6630-3403
F A X 06-6630-3582
E-mail ja0008@osaka-env-paa.jp

様式 1 実施方針に対する質問及び意見書

住之江工場更新・運営事業 実施方針に対する質問及び意見書

平成 年 月 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 管理者 吉村洋文 様

提出者

会社名 _____

所在地 _____

連絡先

氏 名 _____

所 属 _____

電 話 _____

F A X _____

メールアドレス _____

住之江工場更新・運営事業の実実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■ 質問

No.	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容
(例)	10	2	3	(2)	ウ(イ)C	入札参加者の要件	〇〇〇〇…
1							
2							
…							

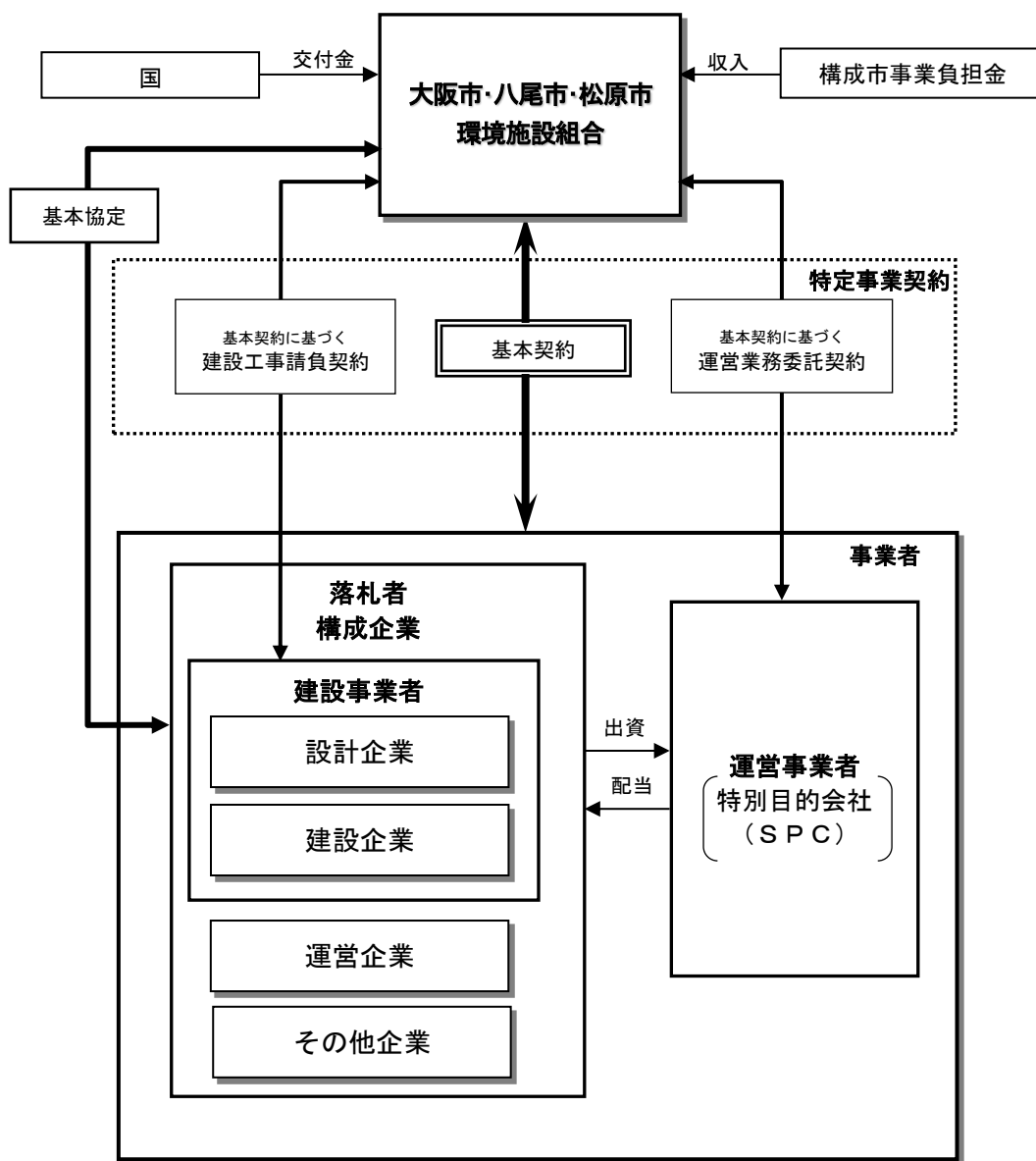
■ 意見

No.	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容
1							
2							
…							

別紙1 計画地位置図



別紙2 事業スキーム図（例）



別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表

期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
全期間	入札図書	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結	事業者の事由による契約不調又は契約手続きの遅延リスク		○
		組合の事由による契約不調又は契約手続きの遅延リスク	○	
		議会を含む組合側の事由により契約が結べない等	○	
	計画変更	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	制度・法令変更	本事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制度変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更による事業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		組合が取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	交付金等	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コストの増大リスク	○	
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事項等に対する賠償リスク		○
		上記以外の組合の事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
物価変動	物価変動に係る費用増大リスク(施設の供用開始前)(一定の範囲を超えた場合)	○	△注	
	物価変動に係る費用増大リスク(施設の供用開始後)(一定の範囲を超えた場合)	○	△注	
資金調達	事業者における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク		○	
	組合における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク	○		
金利変動	金利上昇に伴う事業者における資金調達コストの増大リスク		○	
	金利上昇に伴う組合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○		
不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク	○		
	天災等の不可抗力によるリスク(軽微なもの)		○	
債務不履行	事業者の事由による事務破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
	組合の事由による事務破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
事故発生リスク	設計・建設・運営において発生する事故		○	

期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
計画段階	測量・調査	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
建設段階	用地	募集資料などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加	○	
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		組合の提示条件不備に基づく工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、要求水準書で要求する性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	
運営段階	ごみ量・ごみ質	処理対象物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲以上の変動)	○	
		処理対象物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲以内)		○
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	
	性能リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害(要求水準の不適合)		○
	副生成物	資源物の売却、不燃物等の搬出	○	
		焼却灰及び捕集灰処理物の処理・処分に関するリスク	○	
	性能未達	本施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		組合の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改修費等のコスト増大リスク	○	
	施設管理の瑕疵	事業期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運営停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止のリスク		○
事業者の善良なる管理者としての注意義務違反により、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク			○	
事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク		○		
その他運営不備によるコスト増大、運転停止リスク			○	

期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
運営段階	発電収入の変動	事業者の事由による発電収入の変動リスク		○
		電力会社への売電単価変更による発電収入の変動リスク	○	
		搬入する処理対象物等のごみ量・ごみ質の変動による発電収入の変動リスク	○	
	処理手数料の未徴収	本施設に廃棄物を直接搬入しようとする者の処理手数料未徴収に係るリスク		○
	技術革新	技術の陳腐化による施設・設備等の変更を事業者が提案する場合の新技术採用のためのコスト増大リスク		○
		技術の陳腐化による施設・設備等の変更を組合が求める場合の新技术採用のためのコスト増大リスク	○	
	施設破損	事故・火災による修復等に係るコスト増大リスク		○
		建屋内における第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
		建屋外における第三者の行為等に起因する施設破損のリスク(施設管理の不備が起因している場合を除く)	○	
解体段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の指示等の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		組合の提示条件に関する瑕疵及び指示に基づく工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
事業期間終了時	施設の性能確保	事業期間終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業期間終了時の諸手続に係るコスト増大	事業期間終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		事業期間終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	○	

分担欄 ○:主たる分担 △:従たる分担

注)一定の範囲の物価変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。